6　次に掲げる者に対する資金であって、中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化、中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進、下請中小企業の振興並びに空き店舗等の解消を図るためのもの

［(1)～(3)　略］

［号の細分を削る。］

(4)　［略］

(5)　不動産賃貸業を営む者であって、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）に規定する空家等対策計画を策定している市町村（空家等対策計画において対策として除去のみを定めている市町村は除く。）の区域内において、老朽化した賃貸用不動産の改修を行う者

7　［略］

8　次に掲げる者に対する資金であって、経済の構造的変化等に適応するために中小企業が行う海外の地域における事業の開始、海外展開事業の再編等を支援するためのもの

(1)　経済の構造的変化等に適応するために海外展開を行う者又は海外展開事業の再編を行う者

(2)　海外における経済の構造的変化等に対応するために海外展開事業の再編を行う者

(3)　海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている者

6　次に掲げる者に対する資金であって、中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進並びに下請中小企業の振興を図るためのもの

［(1)～(3)　同上］

(4)　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に規定する特定ものづくり基盤技術を活用した新製品・新技術の開発及び当該開発の成果に係る販路開拓等に取り組む者

(5)　［同上］

［号の細分を加える。］

7　［同上］

8　経済の構造的変化に適応するために海外展開を行う者又は海外展開事業の再編を行う者に対する資金であって、経済の構造的変化に適応するために中小企業が行う海外の地域における事業の開始、海外展開事業の再編等を支援するためのもの

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

9　次に掲げる者に対する資金であって、地域における中小企業者の企業立地等の促進、立地条件の改善、共同化の促進、女性従業員及び若者従業員の活用促進等により、当該地域経済の活性化を図ること及び地域における産業振興を通じ、当該地域の雇用の促進等を図るためのもの

［(1)～(3)　略］

(4)　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）に定める特定被災区域のうち岩手県、宮城県又は福島県において、新たに雇用を行う者又は雇用調整助成金等に係る実施計画の届出が受理された者

［(5)～(8)　略］

(9)　事業所内に保育施設を整備する者

［号を削る。］

10　［略］

11　次に掲げる者に対する資金であって、観光産業等の生産性向上及び観光消費の底上げを通じた日本経済の活性化を図るためのもの

(1)　小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者であって、おもてなし規格認証を取得した者

(2)　訪日外国人旅行者の消費需要の取り込みを図る者

9　次に掲げる者に対する資金であって、地域における中小企業者の企業立地等の促進、立地条件の改善、共同化の促進、女性従業員及び若者従業員の活用促進等により、当該地域経済の活性化を図ること及び地域における産業振興を通じ、当該地域の雇用の促進等を図るためのもの

［(1)～(3)　同上］

(4)　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）に定める特定被災区域において、新たに雇用を行う者又は雇用調整助成金等に係る実施計画の届出が受理された者

［(5)～(8)　同上］

［号の細分を加える。］

10　「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を適用又は適用予定の者に対する資金であって、中小企業の会計に準拠した期中管理の定着、金融機関への説明力向上及び中小企業と金融機関との長期安定的なリレーション構築の促進を図るためのもの

11　［同上］

(1)　経済的又は社会的に有用な事業を承継する者

(2)　［同上］

［号を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］